

都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

避難勧告等の発令基準等に係る点検等について

風水害対策については、「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（平成 23 年 5 月 27 日付中防消第 12 号）、及び「風水害対策の強化について」（同日付消防災第 191 号）（別添）により通知しているところですが、平成 23 年台風第 12 号及び第 15 号に伴う記録的な大雨では、紀伊半島を中心に西日本から東日本の各地で、水害・土砂災害が発生し、多くの方々が被災するなど甚大な被害を受けたところです。また現在も、大雨により地盤の緩んでいるおそれがある地域や、河道閉塞に伴う土石流発生の危険性が継続している地域があるところです。

今回の台風災害にあっては、一部の市区町村で避難勧告等の発令が夜間になってしまった事例、避難勧告等が発令されていなかった地区で人的被害が発生した事例、比較的安全と思われる場所に避難していて被害にあった事例及び災害に伴う停電等により住民への情報伝達手段が途絶えた事例などが報告されています。

これらのことを踏まえ、現時点において特に留意、点検いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴都道府県内の市区町村に対して本通知の内容を周知いただきますとともに、市区町村において必要な点検等が早急に実施されるよう、適切な助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 避難勧告等の発令基準が未策定の市区町村にあっては発令基準の早急な策定を、また発令基準が策定済の市区町村にあっては当該発令基準が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に沿った具体的なものとなっているかどうかの点検とそれに基づく必要な見直しの検討等を行うこと。また、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む災害時要援護者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるように体制の整備等（避難準備情報の活用など）に努めること。

2. 市区町村が指定している避難場所や避難所（以下、「避難所等」という。）について、土砂災害警戒区域など災害発生のおそれのある区域に入っているものが無いかどうかの点検を早急に行うこと。土砂災害警戒区域等に入っている避難所等がある場合には、見直しの検討等を行うこと。

3. 防災行政無線（屋外拡声子局、中継局舎及び非常電源装置等を含む。）の整備状況（設置場所、非常電源など）の点検とそれに基づく必要な対策の検討等を行うこと。

【問合せ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：浦田、川合、原田

電話 03-5253-7525

FAX 03-5253-7535